

2 工事に関する事務

- 〔1〕 工事の発注にあたっては、事業計画の定めるところにより、工事の優先度、必要度、工事費の年度予算額等を考慮して、あらかじめ施工年次計画を作成し、手もどり工事等が発生しないよう十分注意すること。
- 〔2〕 発注に先立ち工事内容を十分検討の上、適正な工期をとって請負に付すること。
- 〔3〕 指名、入札に当たっては不正を排除し、疑惑をもたれることのないよう適正に行うこと。また、指名業者の選定に当たっては、原則として管轄の市町と協議を行うこと。
- 〔4〕 契約は落札者が決定しだい、すみやかに落札者と締結すること。
- 〔5〕 工事の監督に当たっては、手もどりのないよう、常に厳然とした態度でのぞみ、その都度、必要なる指示を与え、忠実に履行するよう工事材料及び構造物等が発注内容に適合しているか否かの確認を行うこと。
- 〔6〕 請負人から、工事延期願いが提出されたときは、その理由を十分検討し、理事会において決定すること。
- 〔7〕 工事の施工に当たっては、着工から完成までの施工記録を明らかにすることが必要であるので必要図書を整備しておくこと。
- 〔8〕 建物、工作物の移転と、工事を同一年度で行う場合があるが、その場合にあっては、工程表を作成して、工事に支障をきたさないよう、移転を先行させること。
また、工事に関し、官公署との協議あるいは認可が必要な場合にあっては、工事施工に支障のないようすみやかに行うこと。
- 〔9〕 工事の施工に当たっては岐阜県建設工事標準仕様書に準ずることとするが、特に次の事項に留意すること。
 - (1) 工事の施工に当たっては、主要な区切りには、監督員の検査を受けさせること。
 - (2) 工事写真については、工事施工状況（仮設工事を含む。）及び完成後、確認しがたい箇所について、幅広テープ、箱尺、ポール等を使用して丁張寸法及び断面寸法並びに被写部分の位置が判明できるよう撮っておくこと。また、工事の施工前後に、比較ができるように撮っておくこと。
 - (3) 設計委託等をした場合は設計内容、積算等についてチェックを行うこと。
 - (4) 工事設計書の作成については、原則として岐阜県基盤整備部の積算基準及び歩掛表及び実施設計に使用する単位表を使用して作成の上管轄市町に内容の協議を行うこと。
 - (5) 工事完了後の竣工検査により手直し箇所があった場合には、その位置及び手直し方法を請負人に的確に指示し、相当の期間を定め、手直しを完了させ、速やかに検査を行うこと。
 - (6) 設計変更が必要になったときは、その必要理由を明確にし、理事会に諮ること。
 - (7) 設計図書、入札関係、監督員通知、工程表、着工届、現場代理人届、主任技術者届、材料試験関係書類、工事写真、工事台帳、請求書、支出金調書、領収書、その他関係書類は適切に保管すること。

- (8) 事業計画を変更して、工事を行うときは、所定の法手続を完了したのちに施工すること。
- (9) 工事の請負契約は指名競争入札によるものとする。ただし、指名競争入札によらないで随意契約によることができる場合は、次の理由による場合とする。
- 緊急の必要により指名競争入札に付することができないとき。
 - 指名競争入札に付することが不利と認められるとき。
 - 時価に比して著しく有利な価格で締結することができる見込みがあるとき。
 - 指名競争入札に付して入札者がいないとき、または再入札に付しても落札者がいないとき。
 - 現に施工中の工事に関する工事の契約で、その性質または目的が競争入札に適していないものであるとき。
- (10) 組合は、契約の相手方に保証人を立てさせ、万一の場合に、契約者に代わって契約を履行させること。
- (11) 組合は、契約を締結したときは、請負金額の内訳明細書、工事工程表、着工届等を提出させること。その結果内容を不相当と認めた場合は、相方協議して、工事の施工に支障のないよう修正すること。
- (12) 入札保証金、契約保証金については、理事会に諮り工事請負規程に基づいて入札参加者または契約の相手方に納付または提出させるものとする。
- (13) 前払金については、理事会に諮り、必要と認められる場合に請求者に支払うものとする。この場合、別途の前払金の事務取扱要綱に準拠し処理することを原則とする。
- (14) 下請契約書及び下請人の届出の指導
- 工事請負契約書を作成する場合または請書等を提出させる場合には、下請人の使用の有無を確認し、下請人を使用するものについては、建設工事標準下請契約約款またはこれに準ずる契約約款による契約を締結するよう指導するとともに下請契約締結後はただちに第1次下請人及び同下請契約約款写の届出をさせること。
 - 下請が重層した場合においては、元請人の責任において、それぞれ建設工事標準下請契約約款またはこれに準ずる契約約款による契約を締結し、契約内容、条件等を明確にするよう指示すること。
 - 下請をさせる場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条、工事請負契約約款の規定により、書面による承諾を得た場合を除き、一括下請は禁止されており、これに抵触することのないよう十分指導すること。
- (15) 工事の発注に当たっての注意事項は、次のとおりである。
- 指名願いの提出 …… 工事の規模、内容、工期等を考慮して、請負業者を選定し、指名願いを提出させる。
 - 入札者の指名 …… 理事会において、指名願い提出者の中から適格者を5名以上指名すること。（入札期日の10日以上前）
 - 入札通知及び現場説明 …… 組合は、指名業者に対して入札心得書、工事設計書、仕様書及び請負規程、その他関係書類について説明すること。（入札期日の5日以上前）

- 予定価格の決定……………理事会において決定すること。
- 入札書……………指名請負業者は、組合に対し、あらかじめ、必要事項記載の上提出すること。(組合は、一括保管)
- 入札……………入札に当たっては、常に中立な立場に立って、業者の立場に立った考え方を一掃し、厳正公平な方針で行うこと。
- 開札……………監事の立会のもとに開札をすること。
- 工事請負契約……………落札者が決定したときは、その旨を落札者に通知し、落札の日から7日以内に契約を締結すること。
- 落札の取消し……………イ 落札の日から7日以内に契約を締結しないとき。
ロ 入札の際、不正があったと認められるとき。
ハ 入札の資格に欠け、または欠けたことを発見したとき。
- 工期について……………発注に当たっては、金額に応じて、正当な工期をとり、竣工が遅くとも3月20日頃までには完了出来るよう考慮すること。また、実際の施工に当たって、気象状況、施工条件、資材の入手困難による工事の遅延、一部中止等、その都度協議して万全を期すこと。

(16) 請負者は、次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- 1) 着工届
- 2) 工程表
- 3) 現場代理人及び主任技術者届
- 4) 材料検査願
- 5) 出来形届
- 6) 完成届
- 7) 貸与品借用書
- 8) 支給材料受領書
- 9) 支給材料精算書
- 10) 標識(標準)
- 11) 工事完成の標示
- 12) 工事施工計画書
- 13) その他必要な事項
- 14) 工事記録及び工事写真等

前払金の事務取扱要綱の制定について

〔昭和35年9月10日 35会第164号〕
本庁各課の長あて 総務部長

〔沿革〕 昭和44年2月20日第23号、45年8月1日第241号、48年3月27日第683号、50年4月1日第4号、51年3月25日第268号、59年4月1日第5号、60年3月22日第179号、平成8年4月1日第11号改正

公共事業の前払金に関する事務取扱要綱を別紙のように定め昭和35年9月10日から適用することとしたので通知する。

なお、本要綱の制定に伴い昭和28年1月29日付28会第3号「前払金の取扱について」出納長、総務部長通知は廃止する。

前払金の事務取扱要綱

（目的）

第1条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）附則第7条に規定する公共工事（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条に規定する公共工事（以下「工事」という。）をいう。）の前払金の事務取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（前払金の支払基準等）

第2条 前払金ができる経費の範囲及び前払金の割合は、別表に定めるとおりとする。ただし、歳計現金その他の状況によっては、その割合を変更することができる。

2 前払金の支払額は、別表に定める経費の区分に応じ、当該経費に係る請負金額に同表に定める割合（以下「別表割合」という。）を乗じて得た額以内とする。

ただし、その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の額を支払額とする。

（前払金の請求等）

第3条 前払金を請求しようとする者に対しては、公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と工事期間を保証期間として同法同条第2項に規定する前払金の保証に関する契約（以下「前払金の保証契約」という。（工事内容の変更に伴い、請負金額を増額した場合を含む。））を締結させ、前払金請求書（別記様式）に当該保証書及び岐阜県会計規則第15号様式の2による振込依頼票を添えて請求させなければならない。

第4条 削除

（工事内容の変更等）

第5条 工事内容の変更、その他の理由により請負金額を変更したときは、直ちにその旨を保証事業会社に通知させ、前払金の保証金額を変更させ、変更に係る保証証書を提出させなければならない。ただし、当該工事の変更が軽易なものでその必要がないと認めるときは、この限りでない。

なお、工期を変更したときは、発注者は遅滞なくその旨を保証事業会社へ通知するものとする。

(前払金の返還等)

第6条 前払金をした後において工事内容の変更、その他の理由により請負金額を減額した場合において、前払金額が減額後の請負金額に別表割合を乗じて得た額を超えるときは、その超過額を返還しなければならない。

ただし、その超過額が前払金との割合において相当の額に達し、これを返還させることが、前払金の使用状況からみて著しく不相当と認められるときは、契約の相手方と協議して別に返還額を定めるものとする。

2 前項に規定する前払金の返還の時期は、請負金額を減額した日から20日以内とする。

ただし、当該期間内に部分払をするときは、その支払額のうちから前項に規定する超過額を控除するものとする。

3 前払金を受けた者が、別表に定める経費の範囲以外の経費に前払金を使用した場合は、当該違反のあった日から20日以内に前払金(部分払をしているときは、前払金から部分払をしたときに岐阜県会計規則第124条第3項の規定により控除した額を差し引いた額)の返還を請求することができる。

4 契約を解除した場合において、当該契約に履行部分があるときは、履行部分に対する請負金額と前払金を差引精算し、前払金に残額があるときは契約解除の通知をした日から20日以内にその残額を返還させなければならない。

5 第2項から前項までに規定する期間内に前払金が返還されないときは、未返還額につき当該期間を経過した日の翌日から返還の日までの期間について、その日数に応じ、年8.25パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴さなければならない。

(前払金の追払)

第7条 工事内容の変更、その他の理由により請負金額を増額した場合において、増額後の請負金額に対する支払済みの前払金額の割合が、別表割合から10分の1を減じて得た割合に満たないときは、当該増額後の請負金額に別表割合を乗じて得た額から、支払済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の額について前金払をすることができる。

(債務負担行為に基づく契約に係る前払金の取扱い)

第8条 債務負担行為に基づく契約の前払金については、前各条及び別表の規定中「請負金額」とあるのは、「各会計年度における請負金額の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)」と読み替えてこれらの規定に準用するものとする。

ただし、年度末において契約を締結する場合における契約年度の前払金については、その年度の予算額の範囲内で支払ができる場合にかぎり、前各条及び別表の規定中の「請負金額」とあるのは、「契約年度及び翌年度の支払限度額」と読み替えてこれらの規定を準用することができる。

2 債務負担行為に基づく契約において前払金をする場合に当該契約に付する特約条項は、原則として別紙のとおりとする。

別表

経費の範囲	前払金の割合
<p>(工事) 1件の請負金額が200万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費</p>	<p>請負金額の10分の4以内(請負金額が1億5,000万円を超えるときは、超える部分については10分の3以内)。 ただし、前払金をした後において請負金額を増減した場合は、当該前払金の額を超えない範囲内において減額後の請負金額の10分の5以内(減額後の請負金額が1億5,000万円を超えるときは、超える部分については10分の4以内)。</p>
<p>(設計又は調査) 1件の請負金額が200万円以上の土木建築に関する工事の設計又は調査において、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該設計又は調査において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費</p>	<p>請負金額の10分の3以内。 ただし、前金払をした後において請負金額を減額した場合は、当該前払金の額を超えない範囲内において減額後の請負金額の10分の4以内。</p>
<p>(測量) 1件の請負金額が200万円以上の測量において、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費</p>	<p>同上</p>
<p>(機械類の製造) 請負金額が3,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類(本項中「工事中用機械類」という。)の製造に必要な経費(請負金額が3,000万円未満であっても、当該契約中に単価1,000万円以上で、納入までに3ヶ月以上の期間を要する工事中用機械類の製造を含む場合は、当該工事中用機械類の製造に必要な経費を含む。)</p>	<p>同上</p>